

DB Handbook (P.35-38) 研究倫理ガイドライン ■復習クイズ の答え

No.	答え	解説
Q1	ウ	「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」において、「研究者」とは、研究活動を行う本学の教職員をはじめ、本学の施設等を利用して研究活動を行う <u>すべての者</u> と規程しています。
Q2	ア	「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)(以下「ガイドライン」という。)において、特定不正行為とは、 <u>ねつ造、改ざん、盗用</u> と規程しています。 イ.カンニングは「大東文化大学定期試験における不正行為者の処分に関する規程」で、不正処分の対象です。 ウ.二重投稿は特定不正行為には該当しませんが不正行為のひとつで、「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」で懲戒の対象としています。
Q3	ア	「改ざん」とは、ガイドラインにおいて、研究資料・機器、研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することと規定されています。 イ.はねつ造、ウは二重投稿に該当します。
Q4	ア	「盗用」とは、ガイドラインにおいて、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用することと規定されています。インターネット上に公開されているものとはいえ、必ず引用元を明らかにすることが大切です。 イ.は改ざん、ウは不適切なオーサーシップに該当します。
Q5	ア	「カラ謝金」とは、「科学研究費補助金の不正使用等の防止及び繰越について」(文部科学省研究振興局学術研究助成課)(以下「不正使用等の防止」という。)において、意図して実態の伴わない作業謝金を研究機関に支払わせることとされています。本学では、特に公的研究費で学生アルバイトを使用する行方場合には、学生に履修表の提出を求めており、事務職員によりアルバイトを行った時間と講義等の時間が重なっていないかチェックをしています。 イ.は適切な行為で、ウ.は研究活動の不正行為とは認定されませんが、本学では申請手続きのないものに対して、謝金の支払は行いません。
Q6	ア	「カラ出張」とは、不正使用等の防止において、意図して実体を伴わない出張の旅費を大学に支払わせることとされています。本学では、学会等に参加する場合には、研究者に出張申請書及び学会からの招待状や参加証のコピーの提出を求めており、事務職員により学会の日程が正しいかなどチェックしています。 イ.は適切な行為で、ウ.は研究活動の不正行為ではありませんが、単位は認定されません。
Q7	ア	自分と同意見といえども、引用元を明らかにする必要があります。 イ.のように、友人から自由に使っていいと言われても引用元を示さなければなりません。 ウ.のように、文章が短さや手入力したからという言い訳は通用しません。 文章の長さや自分で入力したかどうかは問われるのではなく、出所を明記することがポイントとなります。
Q8	アとウ	イ.のように実験に協力していただく場合は、どんな人でも必ずインフォームド・コンセントを得る必要があります。特にヒトを対象とする医学系研究を行う場合は、インフォームド・コンセントをいただき、大東文化大学ヒトを対象とする医学系に関する倫理審査委員会の承認を得る必要があります。
Q9	イ	正しい引用がなされると、盗用の疑いをかけられてしまいます。DB Handbook P.36の「■論文・レポートを執筆するとき」を参考に正しく引用してください。
Q10	ア	データを保管する理由の一つには、研究の疑念を晴らす証拠として示すことにあります。また実験を行う場合は、研究ノートをつけることも大切です。